

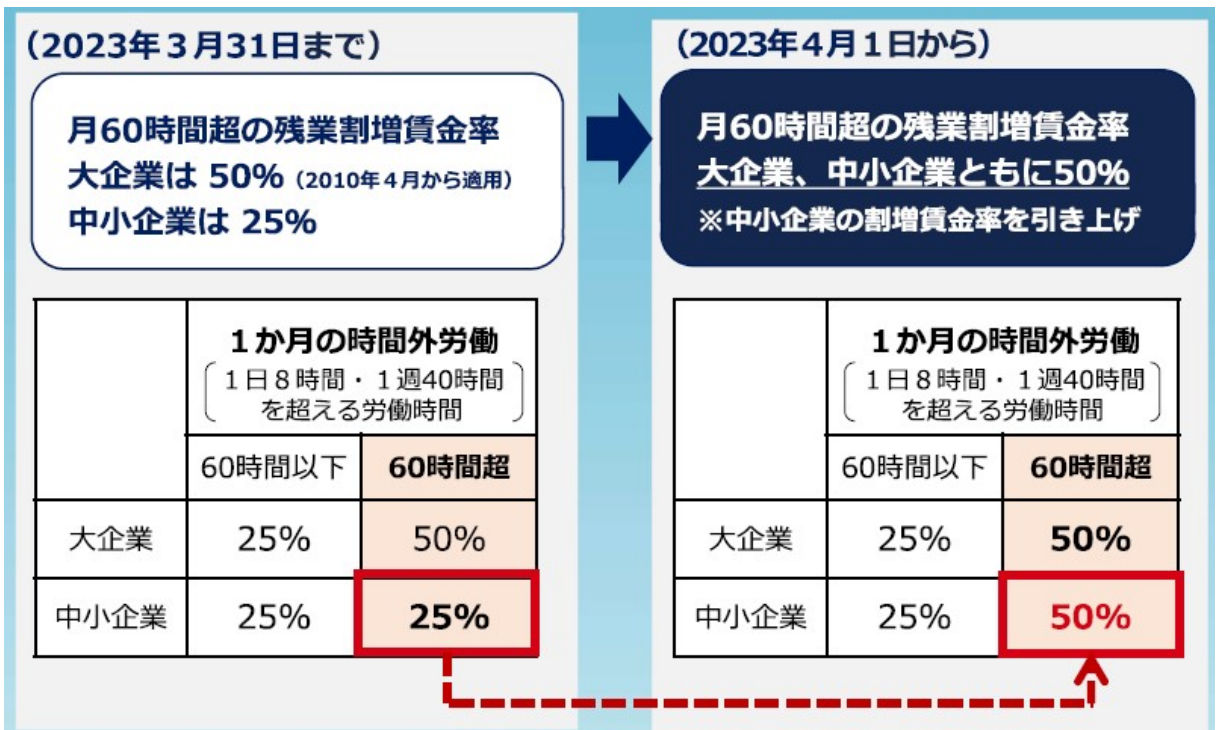


# 中小企業の月 60 時間超の残業割増賃金率引き上げ

～2023 年 4 月 1 日から適用開始～

2023 年 4 月 1 日より、中小企業も、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 25%から 50%に引き上げられます。

労働基準法改正により、大企業は 2010 年 4 月から、1 か月 60 時間を超えて時間外労働をさせた場合の割増賃金率が 50%以上となっておりますが、中小企業においては、本改正の適用に猶予期間が設けられていました。この猶予期間が終了し、2023 年 4 月からはいよいよ中小企業においても、「月 60 時間を超える時間外労働に対し、割増賃金率 50%以上で支払う」義務が生じることになります。



※2023 年 4 月 1 日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

## 深夜・休日労働の取り扱い

### <深夜労働との関係>

月 60 時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合、  
深夜割増賃金率 25%+時間外割増賃金率 50%=75%  
となります。

### <休日労働との関係>

月 60 時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※法定休日労働の割増賃金率は 35%です。）

労働条件の明示、また、割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けて、実習生や特定技能生にも理解しておいてもらうことが望ましいです。

## 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

2023 年 4 月 1 日からは、月 60 時間超の時間外賃金を適正に支払う為、日々の時間外労働の時間数を管理するとともに、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けて、割増率 50%の対象となる時間を正しくカウントし、適正な賃金支払いをしていただきますようお願い致します。